

(設置)

第1条 市立病院における病院機能を見直し、病院事業経営の総合的な改革を検討するため、三豊市公立病院経営強化プラン検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 市立病院の役割及び機能の最適化並びに地域の医療機関との連携の強化に関すること。
- (2) 市立病院の医師、看護師等の確保及び働き方改革に関すること。
- (3) 市立病院の経営形態の見直しに関すること。
- (4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの市立病院の取組に関すること。
- (5) 市立病院の施設及び設備の最適化に関すること。
- (6) 市立病院の経営の効率化等に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市立病院に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 一般社団法人三豊・観音寺市医師会の代表者
- (3) 市立病院の代表者
- (4) 関係行政機関の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、5年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再委嘱され、又は再任されることができる。

(会議)

第6条 検討委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、委員のうち会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 検討委員会の会議は、公開とする。ただし、必要に応じ、検討委員会の決定により議事を非公開とすることができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、健康福祉部健康課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(最初の検討委員会の招集)

3 検討委員会については、委員長が選任されるまでの間は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(令和4年条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略